

第 1 5 4 7 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 9 年 3 月 1 3 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 5 時 1 8 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第 29 号 島根県立高等学校規程・島根県立高等学校通信教育規程・島根県立特別支援学校規程の一部改正について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第 8 号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について (学校企画課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第 97 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査の受検状況等について (教育指導課)

第 98 号 平成 29 年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の合格者数について (特別支援教育課)

第 99 号 第 69 回優良公民館表彰 (文部科学大臣表彰) について (社会教育課)

第 100 号 国登録有形文化財の登録について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第 30 号 教育委員会事務局等職員 (管理職) 定期人事異動 (事務職員等関連分) について (総務課)

第 31 号 平成 29 年度市町村立小中学校教育職員 (管理職) の定期人事異動の一部変更について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第 101 号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善の要請について (総務課)

第 102 号 公立学校教職員定期人事異動について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
権藤総務課調整監	公開議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第31号、報告第102号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福岡社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
三浦総務課給与グループリーダー	報告第101号
渡部総務課企画員	報告第101号
堀学校企画課企画幹	議決第31号、報告第102号
木原学校企画課企画幹	報告第102号
梅木学校企画課企画人事主事	報告第102号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	広江委員	

(議決事項)

第 29 号 島根県立高等学校規程・島根県立高等学校通信教育規程・島根県立特別
支援学校規程の一部改正について (学校企画課)

○高橋学校企画課長 議決第 29 号島根県立高等学校規程・島根県立高等学校通信教育規程・島根県立特別支援学校規程の一部改正についてお諮りする。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。まず、改正の理由だが、学校現場から教育委員会への報告文書作成が事務的業務負担の要因の一つであると指摘を受けていることから、この現状を改善するため、教育委員会規則に定められた報告等について見直しを行うものである。

具体的には、(1) 校外教育活動等実施届を簡略化する。これまでは、県外で活動する教育活動すべて、例えば部活で練習試合に行く、横田高校の生徒が約 20 分で行くことのできる広島県民の森に遠足へ行くといった場合においても、すべて届出が必要であった。改正後は、届出の対象となる教育活動を、教育課程に基づく教育活動で県外で宿泊を伴う場合、または外国で行う場合に限定する。また、その届出様式を簡略化する。改正前は、個別に届け出る様式としていたが、改正後は年間の実施予定を一括して届け出るよう簡略化する。修学旅行などの県外で宿泊を伴う教育活動は、すべて前年度までに計画されているため、まとめて届け出ることは十分可能である。

次に、(2) 校務分掌状況報告書等の廃止である。例年、5 月 1 日までに提出を求めている教育課程表等の報告書について、他で求める報告文書等で代替できることから廃止する。こうした報告書は、学校では主に教務主任が担当しており、4 月後半からはこの報告書作成に専念する状況となるため、その負担軽減をはかるものである。

(1) (2) とともに、教育委員会規則に定められているため、該当する規則を改正する必要がある。改正条文については、資料 1 の 2 ページ以降の新旧対照表に記載している。施行日は平成 29 年 4 月 1 日である。

なお、校長会に対しては、報告内容等の見直しを検討中であること、教育委員会会議で議決を得られれば、早速新年度から実施したい旨について、すでに伝えている。

○鴨木教育長 学校現場で実際にこの事務を行うのは、教務主任であるか。

○高橋学校企画課長 実務としては、校外教育活動等実施届は生徒指導部で、校務分掌状況報告書は教務部で作成している学校が多いのではないかとと思われる。

○広江委員 この報告書を作成していた経験がある。5 月 1 日までに提出するのは大変で、簡略化はよいことだと考える。なお、個人別各教科・科目別担当時数表を簡略化する理由は、他の報告書で代替可能であるからか、それとも県教委への報告は不要であるという考えからか。

○高橋学校企画課長 担当時数、担当教科については、教育指導課、特別支援教育課に報告されており重複していた。また、個人別については、例年秋口に作成している

自己申告書で代替できるため、作成時期を少し繰り上げて対応することとする。担当分掌については、5月の教頭会において各学校から提出される学校要覧に記載があるため、これで代替可能であると考えている。

――原案のとおり議決

(承認事項)

第8号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○津森県立学校改革推進室長 承認第8号県立学校の組織編制に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料2の1ページをご覧いただきたい。平成29年度の県立学校の入学定員について、高等学校は昨年8月に、特別支援学校は昨年12月に議決を得たところである。ついては、この議決と27年度、28年度の入学定員が年次進行することに基づき、県立学校の組織編制に関する規則を一部改正し、平成29年度の県立学校の学科及び学級区分ごとの定員を定めるものである。

資料の2改正内容であるが、まず(1)の高等学校においては、29年度の入学定員の増減はないが、28年度から学級減を実施した第2学年の松江北高校、松江南高校、江津工業高校、27年度の入学定員による第3学年の5校と、単位制の三刀屋高校の定員を改める。また、28年度の入学生である現在の1年生から、江津工業高校は学級減に伴って学科改編を行っているため、29年度は第2学年の改正を行う。

続いて、(2)特別支援学校高等部においては、27年度から29年度の入学定員に基づき、第3学年から第1学年、それぞれ資料記載の学校の定員を改正する。また、参考として、先月下旬に確定した医療が必要で学校に通うことができない生徒を対象とする訪問学級の設置状況についても記載している。

改正案は、次の資料2の2ページから資料2の5ページの新旧対照表のとおりである。施行日は平成29年4月1日である。

なお、規則改正については議決事項であるが、3月3日発行の県報に登載するため教育長が臨時代理を行ったので、今会議において報告し、承認を求めるものである。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第 97 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査の受検状況等について (教育指導課)

○春日参事 報告第 97 号平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜学力検査の受検状況等についてご報告する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。今年度から実施した志願変更制度の実施状況と 3 月 7 日に行った学力検査の受検状況についてご説明する。まず、志願変更後の第 1 志望学科への出願状況についてである。志願変更後の出願者数は、志願変更前と変わりはない。志願変更した人数は、他の学校に変更した生徒が 45 人、同一学校の他の学科に変更した生徒が 19 人であった。合計 64 名で、出願者数の約 1.5%にあたる。各学校の状況については、資料 3 の 3 ページ、黄色く色を付けている列、志願変更に伴う出願者数の増減をご覧ください。一番上の安来高校は、増減なしであった。次の情報科学高校は、志願変更前より 4 人増え、変更後の出願者数は 91 人であった。松江北高校普通科の出願者数は 3 名の減であった。志願変更により出願者数に増減のあった学科は、全部で 43 学科であった。

次に、学力検査の受検状況である。資料 3 の 1 ページをご覧ください。欠席者は、全日制 185 名、定時制 17 名であった。実質競争倍率は、全日制は昨年度より 0.04 ポイント低い 0.91 倍、定時制は 0.12 ポイント高い 0.34 倍であった。欠席の理由としては、松江工専、県内私立高校、県外高校の合格等が主なものであった。

資料 3 の 4 ページに各学校の受検状況を掲載している。39 校中、欠席のなかった学校は三刀屋高校掛合分校、飯南高校、隠岐島前高校の 3 校であった。

今後の日程については、資料 3 の 2 ページをご覧ください。明日 3 月 14 日に各学校において推薦等の合格内定者も含めた合格者の発表を行う。あわせて、定員を満たさなかったすべての学科で第 2 次募集を行う。第 2 次募集を実施する学校、学科は、明日、教育指導課のホームページで公表する。合格発表は、3 月 23 日 10 時に各学校で行う。

次に入試日程終了後の予定についてであるが、通信制の入試を除き、3 月 23 日で今年度の入試は終了する。3 月 24 日以降、新たな入試制度で実施した今年度の入学者選抜に対して、現場からの意見聴取等を行い、総括していく予定である。具体的には、今年度末には県中学校長会の協力を得ながら、各中学校の進路指導、進路相談等の状況を把握し、4 月には各中学校等担当者からの意見を聞く機会を持つことにしている。

○鴨木教育長 資料 3 の 4 ページには、学科ごとでなく学校ごとの実質競争率が記載されている。一般選抜の合格発表後、どのようなプロセスで第 2 次募集を実施するのか説明していただきたい。

○春日参事 合格発表は学科ごとに行う。出願時には、志望する学科を第 1 志望から

第4志望まで記入することができるため、合格発表までは、実際にどの学科に合格が決まるのかわからない。合格発表時に、学科ごとの合格者数が決定し、各学科の定員に対して一人でも欠員があった場合には、第2次募集を実施することとなる。

――原案のとおり了承

第98号 平成29年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○三島特別支援教育課長 報告第98号平成29年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数についてご報告する。

資料4の1ページをご覧ください。まず、入学者選抜の概要についてである。12月の教育委員会会議で特別支援学校高等部・専攻科の定員をお諮りした。それに基づき1月上旬の出願期間を経て、平成29年2月8日に選抜検査を実施した。合格発表は平成29年2月22日に行った。検査内容は、特別支援学校すべて共通して面接を実施した。また、盲学校の専攻科理療科においては、あん摩、はり、灸師の国家試験の受験資格が卒業と同時に得られるため、国語と理科の中学校3年生卒業程度の学力試験と身体機能検査を実施した。なお、資料の※印の科については、受験者がいなかったため実施していない。

次に（2）合格者数についてであるが、出願者数234名、受験者数234名、合格者数234名で、全員合格であった。資料のグラフは、平成20年度以降の合格者数の推移であるが、平成29年度は合格者数が多いことがみてとれる。

続いて資料4の2ページをご覧ください。各学校別の合格者数である。知的障がいのある松江養護学校は、定員94名のところ、合格者は72名であった。出雲養護、石見養護、浜田養護、益田養護も今年度は合格者数が多い傾向である。病弱養護の緑が丘養護学校も16名と、例年に比べると若干多い。専攻科は盲学校が3名で、合計234名が合格した。

○鴨木教育長 今年度は高等部受験者が全員合格であったが、例年はどのような状況であるか。

○三島特別支援教育課長 無事に受験をされた場合には、合格である。ただし、4年前に少年鑑別所に入所したまま受験されたことがあり、不合格としたことがある。

――原案のとおり了承

第 99 号 第 69 回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 99 号第 69 回優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）についてご報告する。

資料 5 ページをご覧ください。これは、事業内容、方法等に工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を文部科学大臣が表彰するものである。

今回表彰された公民館は、松江市島根公民館である。島根公民館は心豊かに活気に満ちた地域のまちづくりの拠点となる公民館をキャッチフレーズに地域の課題として、1. 若者の地区外流出、2. 地域の伝統文化の若者への継承、3. 課題解決や要望に応えた主体的学習及び事業の推進、4. 地区社会福祉協議会との連携による活動の推進、5. 人権教育の推進、を掲げて活動されている。特徴的なこととしては、若者ばかりでなく、大人にも地域の愛着や誇りを育む活動として「大漁節」を復活させ、地域伝統芸能教室等で後継者育成を行っている。写真は、成果発表会の模様である。

この表彰の手続きは、過去に優良公民館島根県教育長表彰を受賞した公民館の中から、市町村教育委員会が推薦し、今回は昨年 12 月 19 日に教育次長を選考委員長とする選考委員会を開催し、島根公民館を推薦している。表彰式は 3 月 1 日に文部科学省において執り行われている。

――原案のとおり了承

第 100 号 国登録有形文化財の登録について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 100 号国登録有形文化財の登録についてご報告する。

資料 6 の 1 ページをご覧ください。登録有形文化財とは、平成 8 年に創設された制度である。近年の国土開発や都市計画の進展、あるいは生活様式の変化などにより、古くから残る貴重な建造物等が、社会的評価を受けることなく消滅していく実態があることから、多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくためにつくられた制度である。届出制と指導助言等を基本とした緩やかな保護措置を講じるもので、指定制度を補完するものである。

今回 3 月 10 日に開催された国の文化審議会において、県内に所在する建造物を登録するよう答申されたところである。1 件目は、松江市新雑賀町に所在する村松家住宅である。主屋は明治 25 年に建築され、建築当初の基本的な建具、材木等が残されており、保存状況が良好であること、中廊下型の建築様式であること、書院座敷と庭園がよいものであることが評価されたポイントであった。門及び塀について、資料 6 の 2

ページの写真をご覧いただきたい。木造の腕木門は、足軽屋敷の形式を踏襲したものではないかと考えられている。ドイツ壁風の塀は、竹で作られたささらなどで凹凸が施された味わい深いモルタルの壁である。今では、このような技術を持った左官はいないと聞いている。

2件目は、出雲市平田町の木綿街道の一角に所在する酒持田本店である。店舗兼主屋、旧蔵、検査場3件について登録するよう答申された。明治10年頃に建築されたもので、現在も建築当初の趣が残されており、保存状況も良好であると評価されている。旧蔵についても同様の評価を受けており、非常に大規模な酒蔵として貴重な建築物である。検査場は、酒の品質検査を行うために建築されたものであるが、建築時期は少し新しくなるものの、店舗兼主屋、旧蔵、検査場と三つ合わせて非常に貴重であり、さらに木綿街道の一角の中で、重要な歴史的町並みを構成する代表的な建物として評価されている。

3件目は、益田市乙吉町の島田家住宅である。益田市の雪舟郷記念館の近くに所在する住宅と酒蔵である。酒蔵は江戸時代後期、主屋は明治21年に建築されたものである。主屋は木造2階建、瓦葺、265㎡とかなり大きい建物であり、酒蔵は趣のある白壁の建物である。島田家は、明治47年から酒醸造を営み現在は卸売業を営む旧家である。酒造業で栄えた歴史を物語る建物として評価されたものである。

文部科学省は、この答申を受け平成29年度の上期に官報告示を行う予定であり、そこで正式に登録されることとなる。

○森委員 この3件は、現在も住居として使われているか。

○丹羽野文化財課長 村松家住宅は、島根大学が様々な行事等で利用する施設として借用し管理を行っている。そのため、建物内部については、良好に維持管理されている。酒持田本店、島田家は、現在も住居として使用されている。

○森委員 写真を見ると、室外機が置いてあるようにみえるが、特に規制はないか。例えば、大森銀山などでは、厳しい規制があると聞いたことがある。

○丹羽野文化財課長 大森銀山地区は、いわゆる町並み保存、重要伝統的建造物群保存地区として国から選定された地区であり、指定文化財と同等の取扱いとされるため、外観、内観を含めて修繕、増改築等を行う際には、許可を得る必要がある。今回の3件は、登録有形文化財であり、外観が大きく変わる場合などには届出が必要となるが、強い規制がかかるものではない。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

－非公開－

(議決事項)

第 30 号 教育委員会事務局等職員（管理職）定期人事異動（事務職員等関連分）
について（総務課）

－－－原案のとおり議決

第 31 号 平成 29 年度市町村立小中学校教育職員（管理職）の定期人事異動の一部変更
について（学校企画課）

－－－原案のとおり議決

(報告事項)

第 101 号 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善の要請について（総務課）

－－－原案のとおり了承

第 102 号 公立学校教職員定期人事異動について（学校企画課）

－－－原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 15時18分